

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

令和2年7月11日

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報を使用して匿名加工情報（※1）を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

このたび印刷製本包装機械健康保険組合（以下「当組合」という。）では、以下の通り匿名加工情報を継続的に作成し、第三者に提供させていただきます。

提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

（※1）匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- ・性別
- ・生年月
- ・医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- ・診療報酬請求書の情報
- ・健診・保健指導の情報

匿名加工情報の提供先

日本生命保険相互会社・ニッセイ情報テクノロジー株式会社

匿名加工情報の提供方法

セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供

当組合では、従来より保健事業を推進してまいりましたが、今後もデータ分析及び他機関との連携を進め、加入者の皆さまの健康維持・増進のために事業を進めてまいります。